

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業
実施方針（案）

令和元年 9 月

山 形 県

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定に関する事項	7
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 募集及び選定方法	8
2 募集及び選定の手順	8
3 入札参加者の資格等	10
4 提案書類の取扱い	16
5 審査及び選定に関する事項	16
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 責任分担に関する基本的な考え方	18
2 予想されるリスクと責任分担	18
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	18
4 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	18
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 立地に関する事項	20
2 施設要件	23
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	25
2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	25
3 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	25
4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	25
5 金融機関と本県の協議（直接協定）	26
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1 法制上の措置	26
2 税制上の措置	26

3 財政上及び金融上の支援.....	26
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1 議会の議決.....	26
2 入札に伴う費用負担.....	26
3 本事業において使用する言語.....	27
4 情報公開及び情報提供.....	27
5 本事業に関する問合せ先.....	27
6 実施方針（案）等に関する説明会等及び質問・意見の受付等.....	27
7 実施方針の公表等.....	28
8 資料の閲覧及び貸出し.....	29

資料1 事業予定地位置図

資料2 リスク分担表

様式1 実施方針（案）等に関する説明会及び現地説明会 参加申込書

様式2-1 実施方針（案）等に関する個別対話参加申込書

様式2-2 実施方針（案）等に関する個別対話の議題

様式3-1～3-5 実施方針（案）等に関する質問意見書

様式4 実施方針（案）等に関する資料閲覧申込書

様式5 実施方針（案）等に関する閲覧資料貸出申込書兼誓約書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

山形県知事 吉村 美栄子

(3) 本事業の背景

山形県立寒河江工業高等学校（以下「本校」という。）は、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、老朽化が進行している。また、一部の建築物については、耐震改修が構造的に困難な状況にある。

このため、本校の施設について、全面的な改築整備を行う必要がある。

(4) 本事業の目的

山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に基づき、現有敷地における本校の施設の改築整備を、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫、ノウハウ等を活用して効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

なお、令和6年度に、新校舎及び新体育館等の供用を開始し、令和7年度中に、既存校舎及び既存体育館等の解体並びにグラウンドを含む外構整備を完了することを目指すものとする。

(5) PFI手法の導入により本県が民間事業者に対して特に期待すること

① 工業教育の場にふさわしい最新技術や変化に対応し得る施設環境の整備

本校は、社会の変化や産業の動向を見極め、的確に対応しながら、最新技術の習得を図り、将来にわたって主体的かつ対話的な深い学びを推進することで、地域産業をリードするスペシャリストを育成することを目標に掲げている。特に今後の教育においては、生徒自身が主体的にテーマを設定し、協力して学習に取り組む「課題研究」の授業を充実させていくことや、実習等を通じ、職人の熟練した技術を効率的かつ効果的に伝承していくことが重要である。

また、本校は、創設時は機械科及び電気科の2学科であったが、地域産業の変化等に対応するため、学科改編を行ってきた経緯を持ち、今後も地域産

業からの要請に対応できる工業技術者の育成に取り組んでいく必要がある。

山形県（以下「本県」という。）は、P F I手法の導入により、I C T等の最新技術を取り入れながら、本校の目指すべき教育を効率的かつ効果的に実現し、探究的な学びに資すること、また、これからの技術や工業教育の変化に柔軟に対応することができる施設及び設備が整備されることを期待する。

② 地域と密着した「ものづくり教育」を推進するための施設環境の整備

本校は、寒河江中央工業団地に隣接する立地条件を活用し、地元企業との連携、交流等を通して、地域と密着した「ものづくり教育」を推進している。

本県は、P F I手法の導入により、学校の安全性に配慮しつつ、一層の地域連携を推進する施設が整備されることを期待する。

③ 周辺環境に調和し、地域のシンボルとなる「人にやさしい学校」の整備

本校には、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された建築物が多く、長い年月の中で地域の景観と一体となり、地域のシンボルとして存在し続けてきた。

本県は、P F I手法の導入により、ユニバーサルデザインや安全安心への配慮、県産木材による内装木質化等により、利用者に安心感を与えられる施設、また、「学び舎」として良好な景観形成に貢献し、地域から親しまれ、愛される施設が整備されることを期待する。

なお、本県では、木材の利用促進について平成23年3月に「やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成30年3月に一部改正）を策定し、公共建築物における木材の利用を推進しているところである。

④ 再生可能エネルギーの活用

本県は平成24年3月に「山形県エネルギー戦略」を策定し、再生可能エネルギーの活用やその導入拡大を通じた県内産業の振興を図っている。

本県は、P F I手法の導入により、事業者のノウハウを活用して、事業期間全体にわたる省エネルギーや効率的な管理及び運営に配慮しながら、再生可能エネルギーを導入した施設及び設備が整備されることを期待する。

⑤ ライフサイクルコストの縮減

本県では、平成26年12月に「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成29年12月に一部改正）を策定し、県有財産の長寿命化と維持管理コストの低減に取り組んでおり、平成27年10月には、

これに基づいて「山形県県有建物長寿命化指針」を策定し、県有財産の管理のあり方を予防保全型の取組みへと転換し、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の新築施設については 100 年使用することを目標としているところである。

また、本校の位置する寒河江市は内陸性の気候であるため、夏季には暑く、冬季には寒いという特徴があり、一日を通しての寒暖差も大きいほか、積雪が多い地域であることから、光熱水費の縮減には特に配慮が必要である。

本県は、P F I 手法の導入により、維持管理のしやすさ、光熱水費等のランニングコスト低減に配慮した施設整備や、効率的かつ計画的な維持管理及び修繕が実施されることで、県有財産の管理に係るモデルとなる施設が実現することを期待する。

併せて、設計及び建設・工事監理業務についても、事業者のノウハウを活用して効率的に実施されることで、トータルコストの縮減を期待する。

⑥ 本校の教育との連携及び教育への貢献

本校で学ぶ生徒にとって、本事業は、設計図の作成、金属加工、電気工事等の技術の活用の現場を身近に体験できる貴重な機会でもある。

本県は、P F I 手法の導入により、本事業の本校の教育との連携及び教育への貢献について、提案がなされることを期待している。

(6) 本事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、山形県立寒河江工業高等学校の施設（以下「本施設」という。）とし、次の内容で構成する。

- ・ 新校舎
- ・ 新体育館
- ・ 新グラウンド（防球ネット等の附帯設備を含む。）
- ・ 弓道場（改修）
- ・ 合宿所（改修）
- ・ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等。なお、外構整備には、既存テニスコートの解体及び整地を含む。）

また、本事業では、本施設の整備に加え、既存校舎、既存体育館等の解体（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

(7) 本事業の概要

① 事業方式

本事業は、P F I 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本県が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、

事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本県に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う方式（B T O： Build Transfer Operate）により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年3月31日までとする。

③ 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の終了をもって終了する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本県が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本県に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議及び協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。）。

(8) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- イ 本施設の設計業務（基本設計及び実施設計）
- ウ 近隣対応業務
- エ 電波障害調査業務
- オ 各種申請等の業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 本施設の建設業務
- イ 一般什器・備品（以下「一般備品」という。）の調達・設置業務
- ウ 産業教育振興に係る什器・備品（以下「産振備品」という。）の調達・設置業務
- エ 本施設の工事監理業務
- オ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む）
- カ 施設利用者への安全対策業務

- キ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ク 電波障害対策業務
- ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

維持管理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等維持管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安警備業務
- カ 修繕業務（※）
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本県が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(9) 事業者の収入

本県は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価並びに、維持管理業務の対価からなる。

(10) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、本県が負担する。

(11) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和2年10月
事業期間	事業契約締結日～令和21年3月末日
設計・第1期建設工事 （新校舎、新体育館等の整備）	事業契約締結～令和6年2月末日
引渡し日（新校舎、新体育館等）	令和6年2月末日
供用開始日（新校舎、新体育館等）	令和6年4月1日
第2期建設工事 （既存校舎、既存体育館等の解体・撤去） （新グラウンド等の整備）	令和6年9月1日～令和7年9月末日
引渡し日（新グラウンド等）	令和7年9月末日
供用開始日（新グラウンド等）	令和7年10月1日
維持管理期間	引渡し日（新校舎、新体育館等） ～令和21年3月末日

※ 本県は、令和6年2月末日に新校舎、新体育館等の引渡しを受けた後、令和6年3月中に、既存校舎等からの引越し及び供用開始準備を行う予定である。

※ 本県は、既存校舎等からの引越しの終了後、事業者による第2期建設工事の開始までの間（令和6年4月～8月頃）に、既存校舎、既存体育館等の解体・撤去に当たり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に基づく敷地（既存校舎、既存体育館等部分）の土壌汚染状況調査を実施する予定である。

※ 第1期建設工事には、新校舎、新体育館等の周囲の外構工事（駐車場、その他舗装、緑化、雨水側溝等）及び駐輪場整備を含む。

※ 弓道場の改修並びに既存テニスコートの解体及び整地については、第1期の建設工事期間中において、合宿所の改修については第2期の建設工事期間中において、それぞれ実施することを原則とする。ただし、合宿所の改修は、7月及び8月を避けて実施すること。

(12) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり関係法令（関連する政令、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的考え方

本県は、本事業をPFI手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定の手順

本県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本県が提供を受けるサービスの水準については、可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せて、本県ホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、設計及び建設・工事監理、維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定は、サービスの対価の額に加え、設計及び建設・工事監理に関する能力、維持管理に関する能力並びに事業の継続性・安定性等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業に係る入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和元年12月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和元年12月下旬	入札説明書等に関する説明会の開催
令和2年1月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年2月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年2月下旬	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和2年3月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年3月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年4月上旬	一般競争入札参加資格確認申請書類の受付締切
令和2年4月下旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和2年7月中旬	落札者の決定及び公表
令和2年8月上旬	基本協定の締結
令和2年8月下旬	仮事業契約の締結
令和2年10月中旬	県議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

① 入札公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

本県は、特定事業の選定を踏まえ、令和元年12月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本県ホームページにおいて公表するとともに、その

説明会を開催する。

② 入札説明書等に関する第1回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和2年1月中旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

③ 入札説明書等に関する個別対話の実施

本県及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、本県の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本県と事業者との個別対話を実施する。

実施日時は令和2年2月下旬頃を予定し、受付期間、受付方法、実施場所及び対話の内容の公表方法については、入札説明書等において示す。

④ 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等に関する第1回質問の回答の日から令和2年3月上旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

⑤ 一般競争入札参加資格確認申請書類の受付

本事業への一般競争入札参加資格確認申請書類を令和2年4月上旬に受け付ける。

受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。

⑥ 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和2年4月下旬に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

(3) 落札者の決定及び公表

令和2年7月中旬頃に落札者を決定し、本県ホームページにおいて公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本県は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も本県の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 本事業の実施に関する協定等

本県は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に示す協定等を締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

① 基本協定

本県は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

本県は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、山形県議会の議決を経た後に、本契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とすること。
- ② 代表企業又は構成企業が実施しない業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、一般競争入札参加資格確認申請書において明記すること。
- ③ 一般競争入札参加資格確認申請書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ④ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「S P C」という。）を仮事業契約締結時までに設立すること。
- ⑤ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担すること。
- ⑥ 代表企業及び構成企業以外の者がS P Cの出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とすること。
- ⑦ 代表企業、構成企業及び協力企業は、業務を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、資金、信用等を備えた者であること。また、(2)に掲げる要件を満たすこと。
- ⑧ 代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、工事監理、維持

管理及びその他の各業務を行う者（事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者）は、(3)から(7)に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びそれらの者と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。この場合、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

(2) 入札参加者及び協力企業の資格（各業務共通）

入札参加者及び協力企業は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① PFI法第9条第1項各号の規定に該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。
- ④ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧厚生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない又は申立てをなされていないこと。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合を除く。

- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の第1項又は第2項の規定による民事手続開始の申立てをしていない又は申立てをなされていないこと。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定があった場合を除

く。

- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社 建設技術研究所

株式会社 日総建

株式会社 学校文化施設研究所

シリウス総合法律事務所

永井公認会計士事務所

- ⑩ 第2の5に記載の事業者選定審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がないこと。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑪ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加していないこと。ただし、本県が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者又は協力企業が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑫ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 設計業務を行う者の資格

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、設

計業務を複数の設計企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。

ア 令和元年度山形県の特定役務（設計、測量、調査及びコンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月公告予定）により公示された資格を有する者であること。なお、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和3年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）のうち、設計・測量・調査・コンサルタント用の名簿に登載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（設計、測量、調査及びコンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ウ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国、地方公共団体又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下「国等」という。）が発注した学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の建築工事（改修工事を除く。）に係る基本設計業務及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であること。

(4) 建設業務を行う者の資格

建設業務を行う者は、次に掲げるア～オの要件を全て満たす者であること。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、そのうちの1者はア～オの全てを満たし、他の者はア及びイを満たすこと。

また、一般備品の調達・設置業務及び産振備品の調達・設置業務のみを行う者は、カの要件を満たすこと。

ア 令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年12月公告予定）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿のうち、建設工事用の名簿に登載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。また、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていないこと。
- ウ 平成17年4月1日以降に、延床面積4,800㎡以上の国等が発注した学校の建築工事(改修工事を除く。)を元請(共同企業体(経常建設工事共同企業体を含む。)の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。)として完成した実績を有すること。
- エ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
- オ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。)が、建築一式工事について、950点以上であること。
- カ 平成31年度山形県の物品等(工事材料を除く。)及び特定役務(建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成31年2月8日付け県公報第3018号)により公示された資格を有すること。なお、資格者名簿に登載されている者は、平成31年度山形県の物品等(工事材料を除く。)及び特定役務(建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。)の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

(5) 工事監理業務を行う者の資格

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、そのうちの1者は全てを満たし、その他の者はア及びイを満たすこと。

ア (3)アに同じ。

イ (3)イに同じ。

ウ 平成17年4月1日以降に、国等が発注した学校の建築工事(改修工事を除く。)に係る基本設計、実施設計又は工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。

(6) 維持管理業務を行う者の資格

維持管理業務を行う者(維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は全ての者)は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成 31 年 2 月 8 日付け県公報第 3018 号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登載されている者は、平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

イ 維持管理業務の実施にあたり、必要な資格（許可、登録及び認定等）を有すること。

(7) その他業務（マネジメント業務等）を行う者の資格

(3)から(6)に掲げる業務以外の業務を行う者が、代表企業、構成企業又は協力企業となる場合は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年 12 月公告予定）、令和元年度山形県の特定役務（設計、測量、調査及びコンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和元年 12 月公告予定）、又は平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成 31 年 2 月 8 日付け県公報第 3018 号）により公示された資格を有する者であること。なお、資格者名簿に登載されている者は、令和元年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加資格、令和元年度山形県の特定役務（設計、測量、調査及びコンサルタント）の調達契約に係る競争入札の参加資格、平成 31 年度山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約に係る競争入札の参加資格を有する者とみなす。

(8) S P C の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する S P C を山形県内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

S P C の株式については、事前に書面により本県の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

(9) 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日とする。ただし、提出期限後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

(10) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業は変更してはならない。ただし、構成企業及び協力企業については、資格、能力等において支障がないと本県が判断した場合には、追加又は変更を可能とする。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本県が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者選定審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本県に学識経験者等で構成する「山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業に係る事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、落札者決定基準や入札説明書等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

委員会の委員は、次のとおりである。

【委員会 委員】

(敬称略)

所属名	役職名	氏名
山形大学学術研究院	教授	佐藤 慎也
東北芸術工科大学 基盤教育研究センター（教職課程）	教授	寒河江 茂
山形大学人文社会科学部	准教授	坂本 直樹
山形県教育庁	教育次長	大場 秀樹
山形県教育庁	教育次長	須貝 英彦
山形県県土整備部建築住宅課営繕室	室長	高橋 光一
山形県教育庁高校教育課	課長	片桐 寛英
山形県立寒河江工業高等学校	校長	高橋 良治

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本県と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等において改めて提示する。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本県及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本県と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については入札公告時に示す。

なお、本県及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

4 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本県がモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本県が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時及び維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本県が提示した方法に従って本県が実施する。事業者は、本県からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本県から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映することとし、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地 山形県寒河江市緑町 148 番地
- ② 敷地面積 44,547.33 m²
- ③ 地域地区等 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ④ 道路斜線 1:1.25 / 20m
- ⑤ 日影規制 5 時間（5 m）、3 時間（10m）、H = 4 m
- ⑥ 接続道路
 - ・ 南側 市道西寒河江駅谷沢線（幅員約 20m）
 - ・ 西側 市道工業高校西線（幅員約 16m）
 - ・ 東側 私道（位置指定道路（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条 1 項 5 号））
- ⑦ 給水
 - ・ 南側道路の給水本管より φ100mm で取水すること。なお、給水本管への接続に係る工事も本事業の範囲内で実施すること。
 - ・ 現在は、南側道路の給水本管から正門付近で φ100mm 及び φ50mm の 2 本で取水している。新グラウンド及び合宿所への給水については、これらを継続使用することも可能である。
- ⑧ 排水
 - ・ 汚水排水 事業予定地内の既設汚水柵（2 箇所）に接続し、寒河江市の下水道に排水すること。
 - ・ 雨水排水 原則として、敷地内で浸透処理とすること。

※ 給水・排水の接続工事に当たっては、寒河江市上下水道課と協議を行うこと。
- ⑨ その他インフラ
 - ・ 都市ガス 事業地周辺への供給なし。
 - ・ 電力 南側道路又は西側道路の電線から引き込むこと。
- ⑩ 土壌等の状況

新校舎等の整備は、一定規模以上の土地の形質の変更に該当することから、新校舎等の整備前（令和元年度）に、本県が土壌汚染対策法第 4 条第 2 項の規定による敷地（既存グラウンド部分）の土壌汚染状況調査を実施している。

また、既存施設は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設）に該当することから、既存校舎等の解体・撤去前（令和 6 年度）に、本県が土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定による敷地（既存校舎部分）の土壌汚染状況調査

を実施する予定である。

⑪ その他

- 事業予定地内には、既存グラウンドと既存テニスコートの間に、2.5 m程度の段差がある。
- 事業予定地北側には、寒河江市で管理する公園があり、事業予定地と北側道路とは接続していない。
- 事業予定地南側には、寒河江市で管理する道路側溝がある。
- 事業予定地南側（学校敷地内）には、東北電力株式会社の電柱及び支線並びに寒河江市の消火栓がある。
- 既存グラウンド中央には、既存校舎からの排水を接続していた埋設管がある（既存校舎からの排水管は、本県が事前に付け替えを行っているが、グラウンド中央の埋設管は残置したままとなっている。）。

なお、既存施設の概要は、次のとおりである。

表 1 既存施設の面積

項目	面積
延床面積	12,496 m ²
（内訳） 既存校舎	10,125 m ²
既存体育館	1,190 m ²
既存柔剣道場	396 m ²
その他	785 m ²
既存グラウンド面積（テニスコートを含む）	18,280 m ²

表 2 既存建築物の概要

建築区分	棟名称	構造	階数	建築年度	面積 (㎡) ※	備考
校舎	管理普通教室棟	S (WCのみW造)	2	S 39～S 57	1,651	解体
	普通教室棟	S	2	S 38～S 39	994	解体
	図書館	S	1	S 40	189	解体
	特別教室棟	S (WCのみRC造)	2	S 40～H 7	1,289	解体
	情報技術科実習室棟	S	2	S 39～H 4	1,508	解体
	機械科実習室棟	S	2	S 38～S 46	1,510	解体
	情報総合実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	2	S 51	839	解体
	土木科実習室	RC (渡り廊下のみ S造)	1	S 52	735	解体
	実習室	RC	2	S 57	918	解体
	家庭科実習室棟	RC	2	H 5	492	解体
体育館	体育館	S	2	S 41	1,190	解体
柔剣道場	柔剣道場	S	1	S 46	396	解体
その他	弓道場	W	1	S 62	106	改修
	合宿所	W	2	S 62	155	改修
	受電室	S	1	S 39	50	解体
	燃料倉庫配炭室	S	1	S 38～S 46	91	解体
	渡り廊下	S	1	S 41	33	解体
	機械科油庫	S	1	S 45	15	解体
	部室	RC	1	S 47	135	解体
	機械科倉庫	S	1	S 47	20	解体
	車庫①②	S	1	S 48	58	解体
	体育用具庫	S	1	S 49	16	解体
	プール付属室	W	1	S 50	63	解体
	屋外消火栓用ポンプ庫	W	1	S 50～S 52	8	解体
	危険物屋内貯蔵庫	S	1	H 2	10	解体
	物置	S	1	H 4	20	解体
金属屑貯蔵庫	S	1	H 15	5	解体	

※ 渡り廊下の面積を含む。

2 施設要件

(1) 構成要素

本事業で計画している施設の概要、本施設の基本的な諸室構成については、次のとおりである。なお、施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 3 計画施設の概要

新校舎	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 9,300 m²程度 3階建てを上限とする 	
新体育館	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 3,050 m²程度（ピロティ及び渡り廊下を含む） アリーナ（バスケットボールコート2面）、ステージ、柔剣道場、トレーニング室、用具室等を設置 地域住民のスポーツ活動での利用及び災害発生時の避難所としての利用を想定 	
新グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 22,000 m²程度（防球ネットを設置） 新グラウンドは、1周200m以上トラック及び100m直走路を確保し、野球場（投球練習場を含む）、サッカーコート、ハンドボールコート及びテニスコートを整備 既存テニスコートは解体及び整地を実施 	
外構	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び来訪者用の必要台数として100台分程度を確保
	駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 400 m²程度（360台分程度を確保）

※ プールは、本事業においては整備しない。

※ 弓道場及び合宿所は、本事業において既存施設を改修し、継続利用する。

表 4 新校舎及び新体育館の諸室概要

ゾーン		諸室等	
新校舎	普通教室ゾーン	普通教室（9室）、多目的室（3室）	
	特別教室ゾーン	物理実験室、化学実験室、理科準備室、音楽室、音楽準備室、美術室、美術準備室、食物実習室、食物準備室、被服実習室、被服準備室、図書室、大視聴覚室、視聴覚準備室、ものづくり工房	
	管理諸室ゾーン	校長室、職員室、教材研究室、印刷室、事務室、技能員室、保健室、カウンセリング室、会議室、小会議室、書庫、倉庫（3室）、職員更衣室（2室）、休養室（2室）	
	その他学習関係諸室、共用部分	進路指導室、生徒閲覧室、面談室、生徒会室、女子生徒更衣室、放送室、昇降口・玄関、トイレ、廊下・階段等、自動販売機設置スペース、廃棄物保管室	
	産振教室ゾーン	機械科 ★電子機械科も使用	計測材料試験室、溶接実習室兼準備室★、NC旋盤実習室、MC実習室兼準備室、金属加工実習室兼準備室★、手仕上室（仕上・組立実習室）、工具室、鋳造・鍛造実習室、内燃機関車両実習室兼準備室、工業基礎実習室（機械科）（2室）、教材管理室（機械科）、製図室、塑性加工・切断実習室★、コンプレッサー室
		電子機械科 ★機械科も使用 ●情報技術科も使用	電気工作室●、製作実習室、工業基礎実習室（電子機械科）、教材管理室（電子機械科）、実習資材室、メカトロ実習室★、制御実習室、電子回路実習室、ロボット実習室
情報技術科 ※1室は全学科で使用		ICT室（2室）※、プログラミング実習室、回路設計実習室、電子制御実習室、教材管理室（情報技術科）、サーバー管理室、工業基礎実習室（情報技術科）、工作実習室、ネットワーク実習室	
新体育館		アリーナ、ステージ、アリーナ用具室（3室）、放送室、体育教官室、ピロティ、柔道場・剣道場、倉庫（柔道場・剣道場用）、トレーニング室（ミーティング室）、内用具室、外用具室、外倉庫、玄関・ホール、廊下・階段等、内トイレ、外トイレ	

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を講じるものとする。

また、事業契約に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本県又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本県は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本県は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本県は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、本県は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

3 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本県に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 不可抗力その他本県及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本県及び事業者の双方は、事業継続の可否

について協議を行うものとする。

- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本県又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (3) 前号の規定により本県又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
- (4) 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

5 金融機関と本県の協議（直接協定）

本県は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本県は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本県は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本県は、本事業の実施に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和元年12月県議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和2年9月県議会定例会に提出する予定である。

2 入札に伴う費用負担

本事業の入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本県ホームページにより行う。

本県ホームページアドレス：

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-shisetu/>

5 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

山形県教育庁総務課 学校施設担当(山形県庁 13 階)

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

電 話：023-630-2905

F A X：023-630-2998

E-mail：本実施方針(案)公表の本県ホームページ下段「お問い合わせはこちら」より

6 実施方針(案)等に関する説明会等及び質問・意見の受付等

(1) 実施方針(案)等に関する説明会及び現地説明会

本県は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針(案)、要求水準書(案)等に関する説明会及び山形県立寒河江工業高等学校における現地説明会を次のとおり実施する。なお、参加希望者は、「実施方針(案)等に関する説明会及び現地説明会 参加申込書」(様式 1) に必要事項を記載の上、9 月 11 日(水) 午後 3 時まで、第 8 の 5 に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

① 日時 令和元年 9 月 12 日(木) 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで

(受付は午後 2 時開始)

② 説明会会場 山形県立寒河江工業高等学校(寒河江市緑町 148 番地)

2 階 会議室

③ 実施方針(案)等に関する説明会后、現地説明会を実施する。

(2) 実施方針(案)等に関する個別対話の実施

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本県と事業者との個別対話を実施する。

① 実施日時 令和元年 9 月 26 日(木)

② 参加者

本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は5名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数事業者で参加することも可能とし、この場合の参加人数は合計で原則10名以内とする。

③ 参加方法

「実施方針（案）等に関する個別対話参加申込書」（様式2-1）及び「実施方針（案）等に関する個別対話の議題」（様式2-2）に必要事項を記載の上、9月18日（水）午後5時までに、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。日時及び会場の詳細については、参加申込のあった事業者に関別連絡する。

④ 公表等

個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、10月中旬頃までに本県ホームページにおいて公表する。

(3) 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付

本県は、実施方針（案）、要求水準書（案）等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間 令和元年9月5日（木）～9月18日（木）午後5時

② 受付方法

「実施方針（案）等に関する質問意見書」（様式3-1～3-5）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(4) 実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答

本県は、実施方針（案）、要求水準書（案）等に関する質問及び意見への回答を10月中旬頃までに本県ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者又は意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

7 実施方針の公表等

(1) 実施方針等の公表

本県は、実施方針等を10月中旬頃に本県ホームページにおいて公表する。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

本県は、実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 令和元年10月中旬頃～10月下旬頃
- ② 受付方法

「実施方針等に関する質問意見書」（様式は後日示す。）に必要事項を記載の上、第8の5に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

本県は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を11月下旬頃までに本県ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者又は意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

(4) 特定事業の選定及び公表

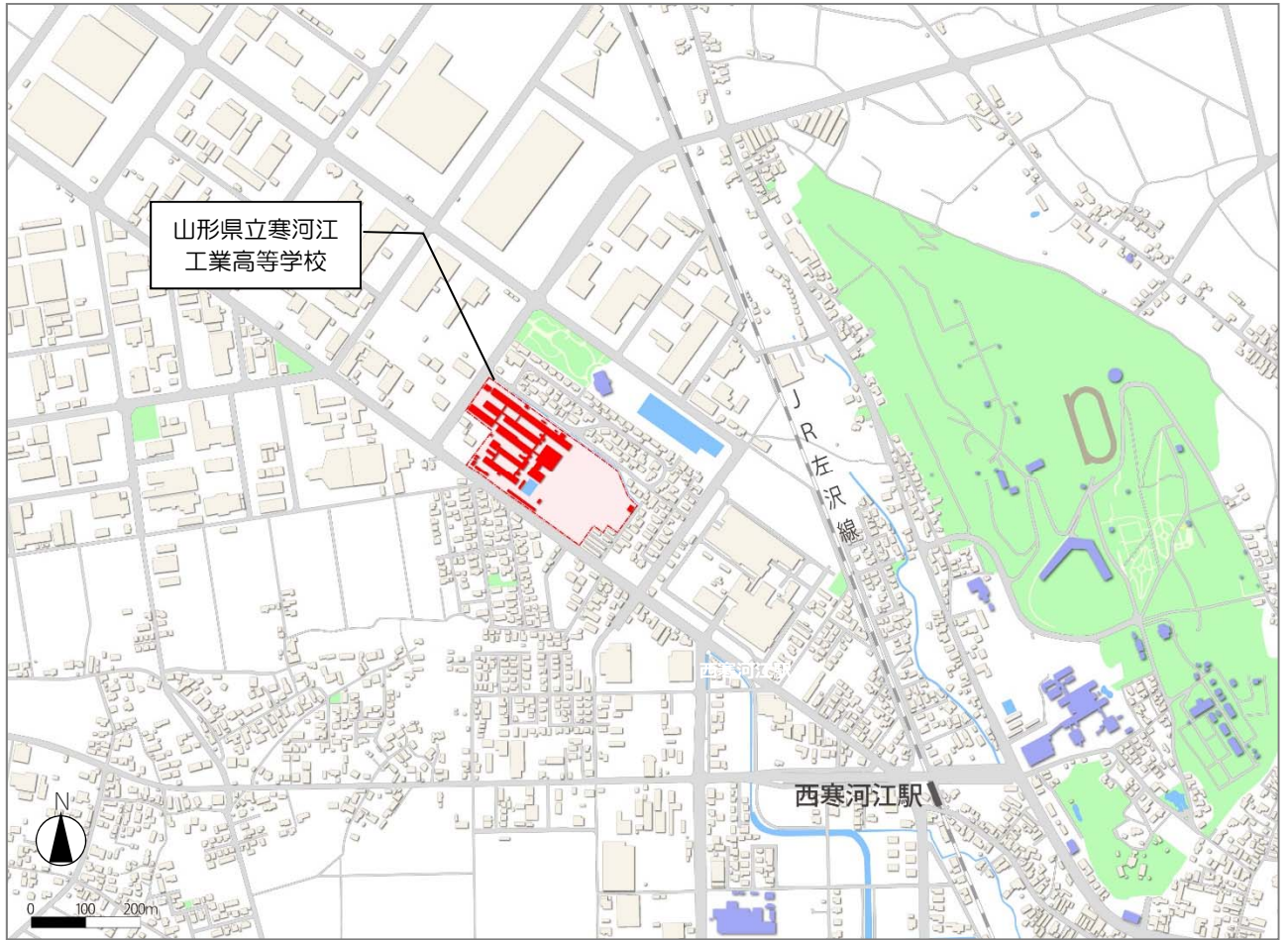
本県は、実施方針等の公表後、特定事業の選定を行った場合は、令和元年12月上旬頃に、本県ホームページにおいて公表する。

8 資料の閲覧及び貸出し

要求水準書（案）の閲覧資料の閲覧及び貸出しを、次のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に第8の5に記載の問合せ先に連絡すること。

- ① 閲覧及び貸出し期間 令和元年9月5日（木）～令和2年4月下旬頃
（山形県の休日を守る条例（平成元年3月山形県条例第10号）に規定する県の休日を除き、閲覧時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）
- ② 閲覧及び貸出し場所 第8の5に記載の問合せ先
- ③ 資料の貸出し
測定の図面データについては、CDにて貸し出す。
- ④ 閲覧又は借受けを希望する者は、「実施方針（案）等に関する資料閲覧申込書」（様式4）又は「実施方針（案）等に関する閲覧資料貸出申込書兼誓約書」（様式5）を提出すること。

資料 1 事業予定地位置図



資料 2 リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本県	事業者
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り又は変更	●	
2	応募費用	応募費用に関するもの		●
3	契約締結	本県の事由による契約締結の遅延又は締結不能	●	
4		事業者の事由による契約締結の遅延又は締結不能		●
5		契約締結に関する議会の議決が得られない場合の契約締結の遅延又は締結不能	●	●
6	行政	本県の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	●	
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		●
8		上記以外のもの（消費税制度の変更を含む。）	●	
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）	●	
10		上記以外のもの		●
11	許認可 ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		●
12		上記のうち、本県が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
13		本県が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
15	共通 公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	本県が得るべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
16		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
17	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
18		事業者が実施する業務に起因するもの		●
19	環境問題	調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		●
20	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
21		本県の事由による第三者への賠償	●	
22		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
23	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断又は中止に伴う設計、建設及び維持管理に係る費用の増加その他の損害	●	▲
24	金利変動	設計・建設期間（基準金利の確定時点まで）の金利変動	●	
25		維持管理期間中の金利変動		●
26	物価変動	維持管理開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●
27		維持管理期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	▲
28	資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本県	事業者
29	要求水準	事業者の実施する設計、建設及び維持管理業務の性能未達や瑕疵及び不履行によるもの		●
30		上記以外のもの	●	
31	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
32		本県の事由によるもの	●	
33		供給元等の第三者の事由によるもの	●	
34	業務の一時中止	本県の事由による事業の一時中止	●	
35		事業者の事由による事業の一時中止		●
36	契約解除	本県の債務不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
37		事業者の債務不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
38		法令変更等、両者の事由によらない事業契約解除に伴う損害	●	▲
39	測量・調査	本県が実施した測量・調査に関するもの	●	
40		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
41	設計	本県が提示した条件の誤りや要求事項の変更等による設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延等	●	
42		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延等		●
43	地下埋設物	あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44	土地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		●
45		土地の瑕疵（あらかじめ想定し得ない土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
46	用地の確保	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
47	工事費用増大（解体・撤去を含む）	提示条件の誤りや本県の追加指示等の本県の事由による工事費の増大	●	
48		事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
49	工期遅延	本県の事由による工期の遅延	●	
50		事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●
51	計画変更	施設完成前に本県が発案した軽微な変更		●
52		施設完成後に本県が発案したレイアウト等の変更又は改修	●	
53	引渡し前の施設損害	本県の事由による施設の損害	●	
54		事業者の事由による施設の損害		●
55		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
56	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
57	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
58	引渡し手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本県	事業者	
59	維持管理費用増大	本県の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費の増大	●		
60		事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費用の増大（物価変動は除く。）		●	
61	維持管理段階	支払遅延	●		
62		計画変更	本県の事由による事業実施条件の変更	●	
63			事業者の提案・要望による維持管理業務の変更		●
64		供用開始の遅延	本県の事由による供用開始の遅延	●	
65			事業者の事由による供用開始の遅延		●
66		施設損害	本県の事由による施設の損害	●	
67			事業者の事由による施設の損害		●
68			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
69		施設瑕疵	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
70		移管	事業の終了手続		●

●は主分担、▲は従分担を表す。